

千葉県建築士会千葉支部細則

(区制)

第1条 各区の地域内に在住する会員は、原則としてその区に所属することとする。住所地と勤務場所を異にする会員は、本人の希望により、そのいずれかの区に所属することができる。ただし、2以上の区に所属することはできない。

2 千葉支部に次の区を置く。

(一) 花見川区 (1区)

(二) 美浜区 (2区)

(三) 稲毛区 (3区)

(四) 中央区 (4区)

(五) 若葉区 (5区)

(六) 緑区 (6区)

(七) 市外 (7区)

3 区長は、その区を総括運営する。

(会費)

第2条 千葉支部の会費は次の通りとする。

正会員及び準会員とも、入会金2,000円年額21,000円(本部会費15,300円、支部会費5,700円)とする。

2 正会員及び準会員の会費は3月末日までに前納しなければならない。

3 年度の途中による入会者の会費は月割りで計算する。

(会費の減額又は免除)

第3条 災害等に伴う相当の理由があるときは、幹事会の承認を得て、会費を減額若しくは免除することができる。

(退会)

第4条 会費を完納して除籍した場合を退会とする。

(再入会)

第5条 会費を完納して退会した者が再入会する場合、入会金は要しない。

2 除名した者、及び会費未納により千葉支部の会員資格を喪失した者の再入会は原則として認めない。

(会費の滞納)

第6条 会費滞納が10ヶ月以上の場合、文書にて本人の意思確認を行い、1ヶ月以内に回答のない場合、会員の権利を停止することができる。

2 千葉支部は、除籍時までの会費の請求権を保持するものとする。